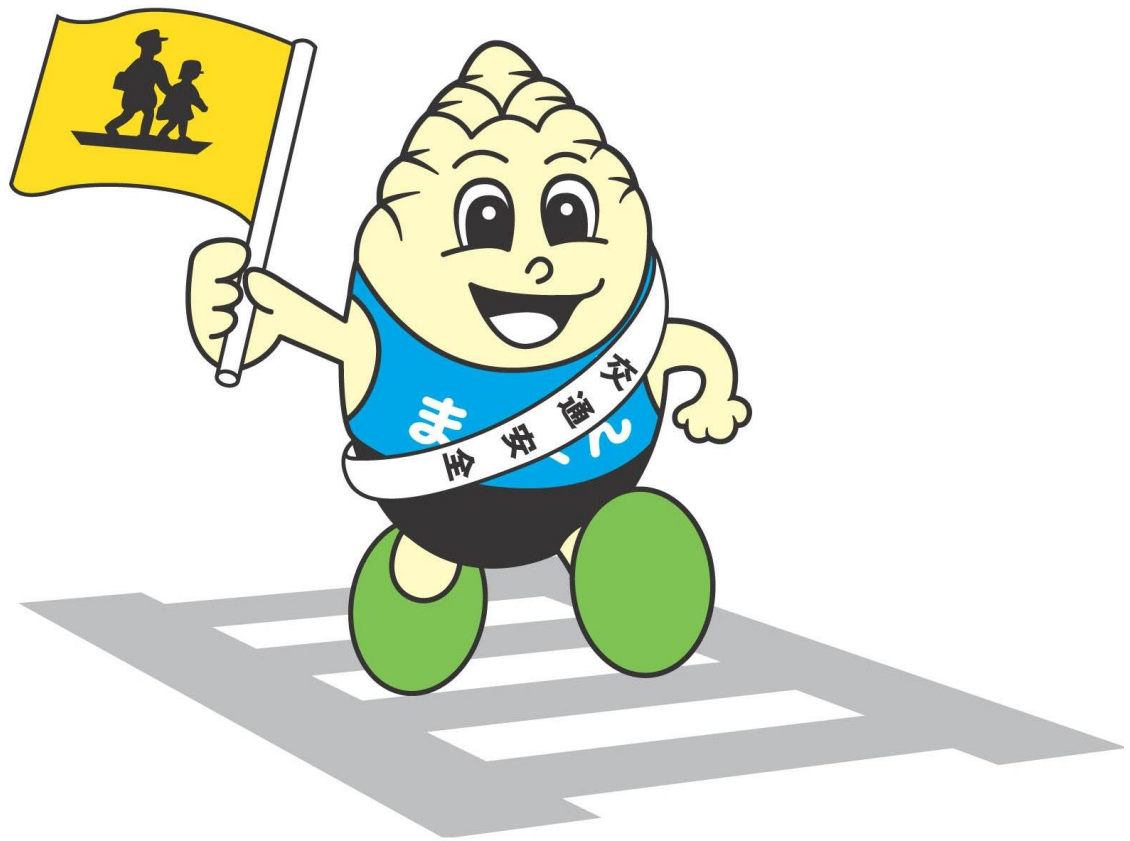


南箕輪村通学路 交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成 27 年4月

(令和6年4月改定)

南箕輪村通学路安全推進協議会

南箕輪村通学路交通安全プログラム概要

(目 的)

1. 南箕輪村通学路交通安全プログラムの目的

近年、集団登校の列に自動車が飛び込み、通学児童が犠牲となる交通事故が相次いで発生するなど、児童生徒が安全に通学できるための対策等が急務になっています。

本村の道路は、国道153号および県道伊那箕輪線（春日街道）、広域農道が幹線道路として南北方向に走り、これらを東西に結ぶ県道や村道によって、格子状の道路網が形成されており、2小学校、1中学校、1高等学校、1大学、1短期大学校が点在しますが、これら通学路の一部には、必ずしも安全とは言えない箇所が見受けられました。

そのため、南箕輪村では関係機関が連携し、村内各小中学校の通学路における緊急合同点検の実施に併せて対応策を検討してきました。

この緊急合同点検対策会議を一過性とせず地域をあげて継続的に通学路の安全対策に取り組むため、「南箕輪村通学路交通安全プログラム」を策定していくことで、関係機関の連携を密に児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていくことを目的とします。

通学路の基本的な考え方として、学校および道路管理者等で協議済みの主要通学路（一定の人数が通る主要通学路）を指します。

(組 織)

2. 安全推進協議会の設置

本プログラムの具現化を図るため、関係者等を構成員とする「南箕輪村通学路安全推進協議会」を設置しました。

【南箕輪村通学路安全推進協議会の構成】

推進協議会 ・ 会長 ・ 副会長 ・ 協議会員	幹事会 ・ 幹事長 ・ 幹事
----------------------------------	----------------------

(1) 組織構成員

① 推進協議会

- 南箕輪村小中学校 P T A 会長（小学校 2 名、中学校 1 名）
- 南箕輪村小中学校（小学校 2 名、中学校 1 名）
- 南箕輪村区長会（1 名）
- 長野県伊那建設事務所（1 名）
- 伊那警察署（1 名）
- 南箕輪村駐在所（1 名）
- 南箕輪村交通安全協会（1 名）
- 南箕輪村総務課（1 名）
- 南箕輪村危機管理課（1 名）
- 南箕輪村建設水道課（1 名）
- 南箕輪村教育委員会（2 名）

※その他必要な場合、長野県通学路安全対策アドバイザーや識見者も参画

② 幹事会

- 南箕輪小学校・南部小学校・南箕輪中学校（教頭）
- 長野県伊那建設事務所
- 伊那警察署交通課
- 南箕輪村駐在所
- 南箕輪村総務課（行政係）
- 南箕輪村危機管理課（消防係）
- 南箕輪村建設水道課（建設管理係・建設工事係）
- 南箕輪村教育委員会事務局（学校教育係）
- 各所属 組織の職

※その他必要な場合、長野県通学路安全対策アドバイザーや識見者も参画

(2) 推進協議会の役割

① 推進協議会の役割

「南箕輪村通学路交通安全プログラム」の策定および対策の実施状況確認、対策効果の把握、対策の改善・充実の検討など、継続的な通学路交通安全の確保に向けた検討を行います。推進協議会の代表者として会長および副会長を選任します。

② 幹事会の役割

関係機関等との連絡調整および推進協議会の運営を行います。また、幹事会には幹事長を置くとともに、南箕輪村の関係は次のとおり関係機関との連絡調整を行います。

- 南箕輪村教育委員会事務局学校教育係 : 学校関係等との連絡調整
- 南箕輪村総務課行政係 : 交通安全関係者等との連絡調整
- 南箕輪村危機管理課消防係 : 防犯関係者等との連絡調整
- 南箕輪村建設水道課建設管理係 : 道路管理者等との連絡調整
- 南箕輪村建設水道課建設工事係 : 道路工事計画等との連絡調整

(方 針)

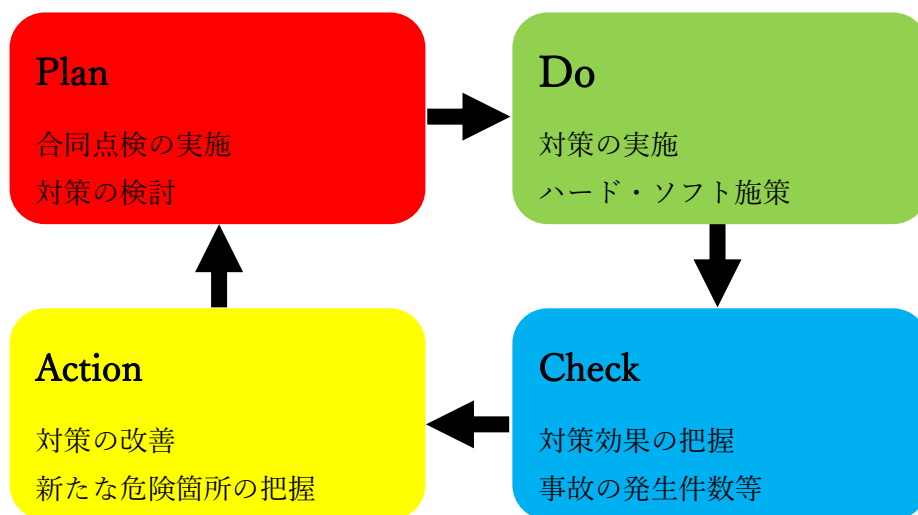
3. 取組み方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、定期的に通学路の合同点検（緊急合同点検）等を実施し、対策実施後の効果を検証するとともに、地域の実情に見合う必要な対策の改善・充実を図ります。

これらの取組みをPDCAサイクルとして実践し、通学路の安全性向上を図っていきます。

【通学路安全確保のための PDCA サイクル】



(2) 定期的な通学路の合同点検【Plan】

- 保護者・学校が実施する点検について
保護者と学校が連携をして、それぞれ通学路の危険箇所点検を実施します。
効率的、効果的に通学路の合同点検を行うため、危険箇所一覧を参考にしながら「危険箇所調査票（別紙１）」について点検、調査を実施します。

- 各関係機関で実施する点検について
教育委員会、学校、保護者、道路管理者、警察、地区、交通安全協会等が参加して通学路の合同点検を行います。定期の合同点検日以外にも必要に応じて推進協議会が招集し、実施します。

(3) 対策の検討【Plan】

点検、調査の結果を踏まえ、対策が必要と確認された箇所について具体的な対策案を関係機関で検討し、推進協議会で調整を行うことにより効果的な対策実施に努めます。

通学路の合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、交差点改良や歩道整備、防護柵、グリーンベルト等設置のハード対策や交通規制、交通安全教育などのソフト対策等を箇所ごとに具体的な実施メニューとして検討します。

(4) 対策（点検）の実施【Do】

それぞれの対策が円滑かつ効果的に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握【Check】

- 通学路の合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、対策効果の把握を実施します。（関係者や住民等に対して意見聴取やアンケート、聞き取り等）
- 具体的には、点検、調査結果に基づく要対策箇所について、推進協議会で対策内容や進捗状況を確認するとともに、**通学路危険箇所対策状況報告書(別紙2)**を作成します。

(6) 対策の改善・充実【Action】

対策実施後も通学路の合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

- 道路管理者への要望等を行い、通学路の改善を図ります。
- 交通安全総点検などの点検と連携を図りながら対策の充実を図っていきます。**対策効果調査票（別紙3）**により、対策実施後の効果を検証し、必要に応じて対策内容の改善・充実を図ります。
- **対策箇所図（別紙4）**および**対策一覧表（別紙5）**を作成し、関係機関で認識を共有します。

4. 広報等による取組み

- 合同点検結果および対策内容については、推進協議会で検討し、対策箇所図、および対策一覧表を作成し、点検結果や対策内容について、ホームページ等で公表します。
- 必要に応じて通学路の見直し等を検討しながら周知を図ります。

【別紙資料】

- 危険箇所調査票（別紙１）
- 通学路危険箇所対策状況報告書（別紙２）
- 対策効果調査票（別紙３）
- 対策箇所図（別紙４）
- 対策一覧表（別紙５）